

| | | |
|----|-------------|-----------|
| 改正 | 2010年4月1日 | 2015年4月1日 |
| | 2016年4月1日 | 2018年4月1日 |
| | 2018年10月24日 | 2020年4月1日 |

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学生国外留学に関する規程第18条第4項の規定により、中京大学（以下「本学」という。）が外国の大学との学術交流のために、留学奨学金を給付して本学学生を海外に派遣する場合について定めたものである。

(派遣学生)

第2条 本学は、特に学力が優れている交換留学生を中京大学給付奨学留学生（以下「奨学留学生」という。）として派遣する。

(期間)

第3条 派遣の期間は、1年以内とする。

(派遣費用の給付等)

第4条 奨学留学生に給付する留学奨学金の額等は、別に定める。

(奨学留学生の資格)

第5条 奨学留学生は、学部及び大学院に1年以上在学し、学業成績が良好で外国語の能力に優れた者とする。

2 留学奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構等の公共性が強い公私団体による留学に係る奨学金と重複して受けることはできない。

(決定)

第6条 奨学留学生の決定は、当該学部教授会又は研究科委員会の推薦に基づき、中京大学グローバル教育センター委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、学長が行う。

(奨学金の返還)

第7条 奨学留学生が派遣期間内に帰国しなかった場合、又は帰国しても本学に復学しなかった場合は、奨学金の全額を直ちに返済しなければならない。ただし、傷病その他やむを得ない理由による場合は、この限りでない。

(所管)

第8条 奨学留学生に関する業務は、教学部国際課が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、1991年4月1日に成立し、1992年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。